

発行所 日本キリスト教団 なか伝道所
〒231-0026 横浜市中区寿町 3-10-13 金岡ビル 203
Tel. (045) 671-1109
振替 00200 - 1 - 47369
E-Mail : naka@church.jp http://church.jp/naka/
発行者 石倉夕子 (題字 松橋 順)

宣教方針
① 貧しい人々への福音に共にあずかる。
② 地域の問題に関わる。
③ 諸教会に呼びかけてゆく。
集会 主日礼拝 日曜日 午前10時30分より

ヘイトスピーチ解消法について



渡辺英俊 牧師

渡辺英俊牧師に聞く

六月に「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。なか伝とカラバオの会が発足してから三〇年。その歩みの中で、長年にわたり外国籍の方の支援のために奮闘されてきた渡辺牧師に、自身の体験を含めながら、その内容について話していただきました。

何が決まったのか

「ヘイトスピーチ解消法」の正式な名前前は「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」です。二〇一六年五月二四日に可決成立し、六月三日に施行されました。前文は【(外国人)を我が国の地域社会から排除することを扇動する不当な差別的言動が行われ、(外国人)が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。・・・このような不当な差別的言動はあつてはならず・・・許されないことを宣言するとともに・・・不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進する・・・】。外国人への差別が彼らに苦しみを与えている。それはあつてはならないので、なくす取り組みをすることです。

第一条(目的)は【・・・その解消に向けた取組について、理念を定め、及び国等の責務を明らかにする・・・】こと。国が、責任を持つて決めるということですね。

第二条(定義)は【(外国人)に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し、^注又は(外国人)を著しく侮辱するなど・・・(外国人)を地域社会から排除することを扇動する不当な差別的言動・・・】です。前記の(注)は、野党の働きかけにより後から追加されたもの。最初はこれがなかった。それだと例えば「朝鮮人を殺せ」という言葉は生命に危

害を与えることだから該当するけれど、「ゴキブリ朝鮮人」という言葉は侮辱だけだから該当しない。(注)部分の挿入で対象がずいぶん広まった。そして、これを失くしていかなければならないとしています。

第三条(国民の義務)は、【(外国人)に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深め・・・不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならぬ】です。国家は取り組み責任がある。しかし国民にも努力義務を課しているということです。

第四条一は(国の責務)として【(外国人)に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施する・・・】とあり、施策の実施義務が課せられています。第四条二は(地方公共団体の責務)として【国の役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講じるよう努める】となっています。自治体は努力義務だけなので、ここが一番甘いところです。

第五条一(相談体制の整備)では【国は・・・相談に的確に応じるとともに、・・・紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備する】。国はちゃんと相談体制を組まなければいけないのです。第五条二は【地方公共団体は・・・必要な体制を整備するように努める】で、これも努力義務です。

第六条が(教育の充実)、第七条が活動ですが、いずれも国は取り組みをする責務があり、地方自治体は努力する責務がある

ということですが。

この法の成立過程

二〇一四年頃がヘイトスピーチのピークでした。国連自由規約委員会・人権差別撤廃委員会の厳しい勧告などが重なり、国会でも立法の必要性の認識が高まります。翌年の二〇一五年五月、民進党の参議院議員が中心になって野党議員七人の「人種差別撤廃施策推進法案」を参議院に提出。罰則のない「推進法案」になったのは、これなら何とか説得できるだろうというギリギリの選択です。ヘイトスピーチは犯罪であると宣言するところまではいかないけど、禁止するという項目はハッキリあり、そのために施策をするという法案でした。八月に審議入りしますが、自民・公明党は審議を棚上げにした。世論を考えると反対できなかったのですが、内部の強い反対で通すわけにいかず、継続審議にして今年の通常国会に持ち越した。そして四月になって、自民・公明党が代案として今回の「ヘイトスピーチ解消法案」を参議院に出したわけです。

適法に在留する者」という条文。在留資格のない人は除かれているということで、これが今後どのように使われていくか心配です。

このような法律が出来てもほとんど効果は望めないし、弊害が多すぎる。政府のアリバイ作りに利用されてしまうということがありました。私たちは非常に悩んだわけですが、野党案が通る見込みがない中で、与党案を少しでも良くしようとして結果的に二点の修正を入れさせることができた。①第二条に「著しく侮辱する」を付加したこと。②「調査の結果をみて、今後また検討する」を本文の附則の中に入れさせたこと。実態調査をすると、ひどい実態は出てくるわけですから、今後の改善のための手掛かりを残したわけです。

あとは衆参両院の法務委員会で付帯決議を三本つけさせ、その中で大事な但し書きを付けました。①「人種差別撤廃条約の精神を踏まえる」こと。②「外国人に限定しないこと」。他の差別も対象にするということ。③「努力目的」だけになっている自治体について「自治体は国と共に施策を実施する」の四点です。修正と付帯決議を付けることで、最終的には野党も一部を除き賛成に廻らざるを得ませんでした。与党が最後までウンと言わなくて削除できなかったのが「適正に滞在する」という条項でした。

これまで、外国人を対象にした法律は外国人登録法と入管法しかありませんでした。

た。今は入管法に一本化されていますが、これは外国人を徹底的に監視して取り締まるためのもので、権利保障については何も書かれていない。そういう法体制の現状の中で、ともかく差別をなくさなければいけないという法律が通った。手放しでは喜べない内容ですが、一つの記念碑的な法律です。今後さらにいいものにする努力は続けるとして、取りあえずこの法案が出来たことは評価するというのが、法制化を求めてきたわたしたちの立場です。

法律制定の効果として

実際にこの法律が使えると分かったのは川崎の例です。川崎では今まで何回も駅前ヘイトスピーチが行われています。警察に守られてヘイトデモが行われることが繰り返されて、大人数で反対すると警察とぶつかる。結果こちらが暴行罪や公務執行妨害で逮捕される。そういう事態がずっと続いてきたわけです。川崎市は今までヘイトデモに富士見町公園の使用を認めてきましたが、この法の成立直後の五月三十一日には使用を許可しなかった。公園は在日朝鮮人・韓国人の多住地域である桜本に近くて、そこから桜本方面にデモをすると騒動が起きます。住民の生活に支障が起る可能性があるからという。これは川崎市としてはじめての決定でした。

するとデモ側は、中原公園に使用申請を出したのですが、たまたまそこは他団体が使用することになっていて受理されませんでした。しかし、警察は道路使用許可を出

しました。今回は数百人のカウンター市民が押し掛けて、間に入った警察が、危険ということでヘイトデモ隊を説得して止めさせた。法律が出来たことによって、それだけの現場で今後はこういう判断をしていくことが出来ると思います。

今後の展望について

デモは何とか止められたが、「禁止」ではないので、選挙演説や個人的な差別言動をどうやってなくしたらいいのか、課題が残ります。また、日本の制度には、公務員採用の国籍条項など、隅々まで外国人差別が行き渡っていて、差別的な制度や処遇も問題です。法律そのものが差別しているという状況がずっと続いている。まだまだ今後も問題は残っているということです。

今後の課題は、①実態調査をきちんとさせて、差別の実態を明らかにして、差別禁止の法に変えていくこと。②政府に対して、有効な施策を求める要望書を提出し圧力をかけていくこと。③地方自治体に対して、有効な施策を求めること。④差別禁止条例を各自治体で制定させて、その時には「適法滞在」条項をなくさせること。法律を実際に効力あるものとして使っていくためには、自治体にちゃんとした施策をさせていく努力を今後もしていかなければいけない。課題はたくさん残っています。

(まとめ 渡辺幸子)

使信

「エリサベト」

石倉夕子

ユダヤの王ヘロデの時代、アビヤ組の祭司にザカリヤという人がいた。その妻はアロン家の娘の一人で、名をエリサベトといった。二人とも神の前に正しい人で、主の掟と定めをすべて守り、非のうちどころがなかった。しかし、エリサベトは不妊の女だったので、彼らには、子供がなく、二人とも既に年をとっていた。

さて、ザカリヤは自分の組が当番で、神の御前で祭司の務めをしていたとき、祭司職のしきたりによってくじを引いたところ、主の聖所に入って香をたくことになった。香をたいている間、大勢の民衆が皆外で祈っていた。すると、主の天使が現れ、香壇の右に立った。ザカリヤはそれを見て不安になり、恐怖の念に襲われた。天使は言った。「恐れることはない。ザカリヤ、あなたの願いは聞き入れられた。あなたの妻エリサベトは男の子を産む。その子をヨハネと名付けなさい。

(ルカによる福音書一章五節 一三節)

一二月に入ると、がぜんクリスマスムードが高まってきます。いつも利用する町田駅で、クリスマスセールのお知らせに出会うのは、なんと一二月の半ばくらいから。毎年あたりまえのことです。それとともに私たちの気持ちもクリスマスに向けて盛り上がっていくのです。子ども賛美歌ではないですが、「主を待ち望むアドベント」です。

クリスマス物語というと、マタイによる福音書と、ルカによる福音書ですが、この二つのクリスマス物語が合体してしまつて、クリスマス物語が語られる時があります。今日はそのことを

詳しくお話することはできませんが、マタイのクリスマス物語と、ルカのクリスマス物語は、似ているようで異なるのです。しかし二つに共通しているお話しは、マリアが処女であるにもかかわらず懐妊したということ。そしてイエスはベツレヘムで生まれたということ。この二つです。

今日のエリザベトのお話は、ルカ独自のお話です。洗礼者ヨハネの誕生物語とイエス誕生の予告とを交互に織り交ぜ両者の母であるエリサベトとマリアを親戚にした上で、(三九節)二人の会話を取り上げています(三九〜四五節)。もちろんこれは事実ではないでしょう。ルカが持っていた資料から拾い上げ、組み立てたお話です。なぜルカがこのようなクリスマス物語を組み立てたのかは、また別の機会にお話するとして、今日はこのルカ独自の資料の洗礼者ヨハネの母、「エリサベト」を見ていきます。とはいってもこ

の女性に関することはほとんど書かれていませんし、手がかりもありません。このルカのお話で分かることは、アビヤ組の祭司ザカリヤの妻であり、アロン家の娘の一人(エリート階級)であるということ。ザカリヤ同様、「神の前に正しい人で、主の掟と定めをすべて守り、非の打ち所がない」女性であつたということです。それにもかかわらず、エリサベトは、「不妊の女」で既に年老いていたとありますが、この

ことがどれほどエリサベトを苦しめたか。当時不妊は、女性の到達する事のできる最高の地位と名誉をうばうものでした。すなわち「跡取りの母」という地位と名誉です。不妊は女性の落ち度とされ、何らかの罪を犯したことで罰、または神から忘れられてしまつた女性と考えられていました。しかしエリサベトには何の落ち度も無く、ましてやパートナ―は祭司職です。それなのに「不妊の女」として人生を歩いてきました。エリサベトの苦悩は二五節の言葉から読み取ることができま

えーとねえ

(璃世ちゃんを抱っこしながらの祝祷の時)

石倉牧師「主イエス・キリストの恵みと神の愛と・・・」
 璃世「うーうっ、うーうっ、うーう・・・」
 石倉牧師「・・・限りなくありますように。アーメン」
 璃世「めん！」

(一緒に祝祷? 郭 璃世 一歳)

す。世界的にかなり共通のこととして、この日本でも、根強く「女は産んで一人前」「不妊は女の恥」という常識があります。今でも既婚者を見ると「お子さんは?」「子どもはまだなの」という質問が出てきます。かなり前ですが、不妊の女性たちがどうい

言葉（ことば）を掛けられ、傷（きず）ついたかというア
ンケートがありました。「まだなの？」
「早く孫（まご）の顔（かお）が見（み）たい」「子どものいな
い人は、人の気（き）持ち（もち）が分（わ）からなくて困（こま）
る」「子どもの産（う）めない嫁（よめ）は女（おんな）じゃな
い」。二人目（ふたりめ）がでないと、「そろそろ
二人目（ふたりめ）は？」と言（い）われてしま（い）うそう
です。女性（じょせい）にとつて屈辱（くつじやく）の何（なに）者（もの）でも無（な）
いと感じ（かん）ます。エリサベトの時代（じだい）「不妊（ふにん）
の女（おんな）」は罪人（つみびと）であり、神（かみ）から忘（わす）れられ
た者（もの）でした。いわゆる周辺化（しゅうへんか）された者（もの）

たちです。

ルカはあくまでも子（こ）どもを産（う）み育（そだ）て
るといふ伝統（でんとう）的な女性（じょせい）の役割（やくわり）の中（なか）でエ
リサベトを登場（とうじょう）させ、エリサベトに関（かん）
心（しん）があつたわけではないと思（おも）います。
この後（あと）の記事（きじ）で、マリアへの受胎（じゅたい）告知（こ
ち）があり、処女（しよじよ）懐胎（わくたい）すなわち結（けつ）婚（こん）前（まへ）に身（み）
ごもつた女（おんな）の話（はなし）（これもユダヤ教（きょう）の
人々（ひとびと）にとつて見（み）れば大罪（たいざい））につながつ
ていきます。ルカが意図（いどう）している、い
ないにかかわらず、一章（いちじょう）四（よ）節（せつ）でエ

まど

▽九月三〇日、拙著（せつしやく）「虹（にじ）を追（お）つ
て―ある牧師（ぼくし）の五十年（ごじゅうねん）」（ラ
キネット出版（しゅつぱん））再版（さいぱん）。引き続（ひきつづ）
き一〇月四日、農伝（のうでん）神学校（しんがく）で

開（ひら）かれたラ・キ・ネット（ラテンア
メリカ・キリスト教（きりすときょう）ネット）学（がく）習（じゆ）会（かい）で、「日
本（にっぽん）における解放（かいほう）の神学（しんがく）実践（じっせん）の試（し）み」と
してなか伝道所（でんどうじょ）の三〇年（さんじゅうねん）をレポ
ート。

神学生（しんがくせい）を含（め）め五五人（ごごにん）の出席（しゅつせき）で、大倉（おほくら）一
郎（いちろう）牧師（ぼくし）の解放（かいほう）の神学（しんがく）の概要（がいがい）、小井沼（こいぬま）真
樹（まこと）宣教師（せんきょうし）の教皇（こうわう）フランシスコ（francesco）のもと
での解放（かいほう）の神学（しんがく）の復権（ふくけん）のレポ
ートに続（つづ）いて、日本（にっぽん）の状況（じょうきょう）となか伝道所（でんどうじょ）の存在（そんざい）
意義（いぎ）について、思（おも）いのたけを語（かた）らせて
いただきました。「虹（にじ）を追（お）つて」をぜ
ひ読んで下さい。

▽一〇月二四日、朝日新聞（あさひしんぶん）天声人語欄（てんせいじんごらん）
で、難民（なんみん）マッサンバ（massanba）さんの七（なな）年（ねん）間の苦
勞（らう）を例（れい）に、日本（にっぽん）の難民（なんみん）受入（うけいれ）のあり方（かた）を
問題（もんだい）として取り上（た）げる。ここに「市民
団（だん）体に支（た）えられて」とあるのはカラバ

オの会（かい）など（な）のことで、『新潮（しんしやう）』一（い）月（げつ）
号（ごう）の小野正剛（おののしょうきょう）氏のルポ（ルポ）を紹介（しょうかい）したも
の。ルポ（ルポ）の執筆（ていしつ）者（しや）から、マッサンバ（massanba）
さんがカラバオの会（かい）に助（たす）けられたと繰（繰）り
返し（かえ）し言（い）われるので……と取材（しゆざい）の依（よ）頼（らい）を
受け私（わたし）がインタビュ（インタビュー）に応（おこ）じたもの。
このよう（よう）な形（かたち）でメディア（メディア）に取り上（た）げら
れたことは、閉鎖（へいさ）的な日本（にっぽん）の難民（なんみん）問題（もんだい）
に改（か）めて一石（いっせき）。

▽一〇月二三日、なか伝道所（でんどうじょ）総会（そうかい）で、
石倉夕子（いしかわゆきこ）牧師（ぼくし）の辞任（しじにん）と堀江有里（ほりえあり）牧師（ぼくし）の
招聘（きんぱん）を承認（しんにん）、来年（らいねん）三月（さんげつ）の牧師（ぼくし）交（か）替（か）が確（た）
定（てい）定（てい）。石倉（いしかわ）牧師（ぼくし）は、多（おほ）くの人の親（おや）しまれ
ていただけに惜（な）しまれますが、ご両（りやう）親（おや）
の介護（かいご）と母教会（ぼくかい）からの招（ま）きというこ
とでやむなしと辞任（しじにん）承認（しんにん）。幸（さい）いすぐれた
後任者（こうにんしや）が与（よ）えられ、招聘（きんぱん）委員（委員）会の提案（ていせん）
を感謝（かんしゃ）をもつて受け入（い）れました。
▽皆（みな）様（さま）の上（うへ）に、祝（いわ）福（ふく）豊（ゆた）かなクリスマス
でありますように。（渡辺（わたべ）英（えい）俊（とん））

リサベトは預言者（よげんしや）として機能（きのう）している
のではないでしょう。この後（あと）に私（わたし）
ちのよく知（し）っている「マリア賛歌（さんか）」が
あります。一人（ひとり）の蔑（あは）れられた女性（じょせい）の賛歌（さんか）
です。

ルカ（ルカ）の書（し）いたこのクリスマス物語（ものがたり）
の意図（いどう）は違（ちが）うところにあると思（おも）います
が、それでもこのクリスマス物語（ものがたり）の断（だん）
片（ぺん）の記事（きじ）「エリサベト」と「マリア」
への受胎（じゅたい）告知（こち）は「神（かみ）の御業（みわざ）」として、
大きな意味（いみ）を持（も）っていると思（おも）います。
子（こ）のない「エリサベト」と結（けつ）婚（こん）前（まへ）に妊（にん）
娠（しん）してしまつた「マリア」。いづれも
人に蔑（あは）まれる存在（そんざい）の女性（じょせい）です。しかし
神（かみ）は彼女（かのじよ）たち（たち）を用（もち）いて御業（みわざ）を成（な）し遂（と）げ
られるのです。エリサベトのお話（はなし）はた
だ単（たん）に、子（こ）のない女（おんな）に神（かみ）が憐（あは）れみ（み）をか
け、子（こ）どもを授（さ）げた。なんと思（おも）われた
女（おんな）。メデタシメデタシというお話（はなし）では
ないと思（おも）います。

秩序（ちつじよ）を重（おも）んじ、神（かみ）の価値観（かちかん）ではない
人間（にんげん）の価値観（かちかん）で、しばしば人を傷（きず）つ
け、殺（ころ）し、悲劇（ひげき）を引き起（おこ）している人
間の文化（ぶんか）です。マリア（マリア）だけでなく、エ
リサベト（エリサベト）の受胎（じゅたい）告知（こち）もまた、この世（よ）の
圧力（あつりょく）、社会（しゃかい）が押し付（お）ける価値観（かちかん）のため
に涙（なみだ）する人々（ひとびと）への神（かみ）様（さま）からの力（ちから）強いプ
レゼント（プレゼント）だと思（おも）います。そして押し付（お）け
る側（がわ）の価値観（かちかん）をひっくり返（かえ）すもので
す。クリスマス（クリスマス）を前（まえ）に、このこ（こ）を心（こころ）
に留（とど）めたいと思（おも）います。



クリスマス献金（けんきん）のお願い
今年（ことし）もまたクリスマス（クリスマス）を迎（むか）えます。毎
週（まいしゅう）語り合（あ）える礼拝（らいはい）の席（ま）にはイエス様（さま）が共
にいて、神（かみ）の言葉（ことば）に心（こころ）を開（ひら）かせてくれま
す。誰（たれ）にでも開（ひら）かれた礼拝（らいはい）であるこ（こ）を
常に忘（わす）れないように……。昨（けつ）今（こん）の経（けい）済（じ）
状況（じょうきょう）などから本（ほん）当（とう）に心（こころ）苦（くる）しいのですが、
今年（ことし）もクリスマス（クリスマス）献金（けんきん）を願（ねが）いします。
昨年（さくねん）は、三（さん）一（いち）〇（じゅう）、九（きゅう）〇〇（ひゃく）円（えん）のご支（し）援（えん）を
いただきました。みなさま（みなさま）のご支（し）援（えん）、ご協（きょう）
力（りき）感謝（かんしゃ）します。今年（ことし）もどうぞ宜（よろ）しくお願（ねが）
い申（ま）し上（あ）げます。